

○市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（新旧）以下線部が変更・追記箇所

新	旧
<p>平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</p> <p>本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、本通達の発出に伴い、「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱いについて」（平成9年7月11日付け事務連絡）、「地域協議会への参画に当たり留意すべき点について」（平成13年9月26日付け国自旅第91号）、「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」（平成13年9月27日付け国自旅第86号）及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」の細部取扱いについて」（平成13年9月27日付け国自旅第88号）は廃止し、今後市町村が自らバスの運行を行う場合等の取扱いについては本処理方針によるものとする。</p> <p>市町村運営有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. 市町村運営有償運送について（略）</p>	<p>平成18年5月に公布された道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が平成18年10月1日から施行されることとなるが、この改正は、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、地域の関係者が必要であると合意した場合に、一定の要件を満たした市町村や特定非営利活動法人等による自家用自動車を使用した有償旅客運送を可能とする登録制度を創設し、輸送の安全及び旅客の利便の確保を図ること等を目的とするものである。</p> <p>本目的を踏まえ、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針を別添のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。</p> <p>なお、本通達の発出に伴い、「身体障害者等の輸送に係る自家用自動車による有償運送の取扱いについて」（平成9年7月11日付け事務連絡）、「地域協議会への参画に当たり留意すべき点について」（平成13年9月26日付け国自旅第91号）、「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」（平成13年9月27日付け国自旅第86号）及び「地域協議会の協議結果に基づき地方公共団体が自らバスの運行を行う場合等の許可の取扱いについて」の細部取扱いについて」（平成13年9月27日付け国自旅第88号）は廃止し、今後市町村が自らバスの運行を行う場合等の取扱いについては本処理方針によるものとする。</p> <p>市町村運営有償運送の申請に対する処理方針 以下の方針の定めるところにより行うものとする。</p> <p>1. 市町村運営有償運送について 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」とい</p>

1

<p>2. 登録の申請 (1) 登録を行う場合（略）</p>	<p>う。）第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第73号。以下「施行規則」という。）第49条第1項第1号に定める市町村運営有償運送（以下「市町村運営有償運送」という。）は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が、専ら当該市町村の区域内において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、市町村の長が主宰する地域公共交通会議（地域協議会の分科会として設置された場合を含む。以下同じ。）又は施行規則第9条第2項に規定する協議会（以下「地域公共交通会議等」という。）の合意に基づき運送を行うものであって、次に掲げる態様のものとする。</p> <p>(1) 「交通空白輸送」 当該市町村内の道級地域や一部の都市地域などの交通空白地帯において、一般乗合旅客自動車運送事業者によっては地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保することが困難となっている場合において、市町村自らが当該市町村内の旅客輸送の確保のために必要な運送を行うものをいうものとする。</p> <p>(2) 「市町村福祉輸送」 道路運送法施行規則第49条第1項第3号に規定する身体障害者、要介護認定者等であって、市町村に利用登録を行った者に対する外出の支援のために当該市町村自らが行う、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送を行うものをいうものとする。</p> <p>2. 登録の申請 (1) 登録を行う場合 法第79条の2に基づく登録の申請は、次の場合に行うものとする。</p> <p>(1) 新たに登録を受け市町村運営有償運送を行おうとする場合 (2) 登録の有効期間の満了又は業務の廃止の届出により登録の抹消を受けた後、新たに登録を受けようとする場合 (3) 登録の取消しを受けた後2年を経過した日以後において、再</p>
------------------------------------	--

2

<p>(2) 登録の申請 登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。</p> <p>(1) 申請者（市町村）の名称 (2) 申請者（市町村）の住所 (3) 申請者（市町村）の代表者の氏名 (4) 自家用有償旅客運送の種別及びその態様 「市町村運営有償運送」と記載し、「交通空白輸送」又は「市町村福祉輸送」のうち、行おうとする運送の態様を記載する。</p> <p>(5) 路線又は運送の区域 当該地域の市町村が主宰する地域公共交通会議等において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。 (イ) 交通空白輸送 「交通空白輸送」は、路線又は運送の区域を定めて行うものとする。 ・ 路線を定めて行う場合：申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地を記載する。 なお、予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて運行を行う形態で運行する場合にあっては、当該部分について、基軸となる路線を定める、または、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）で設定することができるものとし、主な経過地に当該運行の迂回部分等を合せて記載する。</p>	<p>度登録を受けようとする場合</p> <p>(2) 登録の申請 登録の申請を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書（様式第1-1号）に（3）に掲げる添付書類を添えて、路線又は運送の区域の所在する市町村を管轄する運輸支局長等（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長を含む。以下同じ。）又は指定都道府県等の長あて提出するものとする。</p> <p>(1) 申請者（市町村）の名称 (2) 申請者（市町村）の住所 (3) 申請者（市町村）の代表者の氏名 (4) 自家用有償旅客運送の種別及びその態様 「市町村運営有償運送」と記載し、「交通空白輸送」又は「市町村福祉輸送」のうち、行おうとする運送の態様を記載する。</p> <p>(5) 路線又は運送の区域 当該地域の市町村が主宰する地域公共交通会議等において、協議が調った路線又は運送の区域を記載する。 (イ) 「交通空白輸送」にあっては、路線を定めて行うものとする。なお、デマンド運行（予め路線の一部に迂回部分等を設定し、旅客の呼出しに応じて運行を行う形態）を行う場合にあっては、当該部分について、基軸となる路線を定める、または、地区単位（大字・字、町丁目、街区等）で設定することができるものとする。路線に関する事項として、申請書に当該路線の起点及び終点の地名及び地番、当該路線のキロ程、主な経過地（デマンド運行の迂回部分等を含む。）を記載する。</p>
---	---

3

<p>・ 運送の区域を定めて行う場合：市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。</p> <p>(ロ) 市町村福祉輸送 「市町村福祉輸送」は、市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。</p> <p>(6) 事務所の名称及び位置 市町村運営有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする。</p> <p>(7) 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数 以下に示す輸送の態様の別ごとに、市町村が保有する自家用自動車及びボランティア個人や企業等からの持込み自動車（市町村運営有償運送を実施する間、申請者が使用権限を有するものに限定。）の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動車の種類ごとの数（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）を記載する。</p> <p>(イ) 交通空白輸送 交通空白輸送は、以下に掲げる自動車により行うものとする。 ・ バス（乗車定員11人以上の自動車） ・ 普通自動車（乗車定員11人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。）</p> <p>(ロ) 市町村福祉輸送 市町村福祉輸送は、乗車定員11人未満の自動車であって以下に掲げる自動車により行うものとする。 ・ 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備</p>	<p>(ロ) 「市町村福祉輸送」にあっては、市町村の区域を運送の区域として定めるものとし、旅客の発地又は着地のいずれかが運送の区域にあることを要するものとする。</p> <p>(6) 事務所の名称及び位置 市町村運営有償運送を実施する全ての事務所の名称及び住所を記載するものとする。</p> <p>(7) 事務所ごとに配置する市町村運営有償運送の用に供する自家用自動車の種類ごとの数 以下に示す輸送の態様の別ごとに、それぞれ以下に掲げる自動車の種類ごとの数（軽自動車がある場合には、その数を内数として括弧書きで記載）を記載する。</p> <p>(イ) 交通空白輸送 交通空白輸送は、以下に掲げる自動車により行うものとする。 ・ バス（乗車定員11人以上の自動車） ・ 普通自動車（乗車定員11人未満の自動車（リフト等移動制約者の乗降を円滑にする設備が整備された車両も含むものとする。）</p> <p>(ロ) 市町村福祉輸送 市町村福祉輸送は、乗車定員11人未満の自動車であって以下に掲げる自動車により行うものとする。 ・ 寝台車：車内に寝台（ストレッチャー）を固定する設備</p>
---	--

4